

公立大学法人新潟県立看護大学人事給与システム設計・開発及び保守業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学人事給与システム設計・開発及び保守業務委託に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和6年6月7日

公立大学法人新潟県立看護大学理事長 神田 清子

1 業務の概要

公立大学法人新潟県立看護大学人事給与システム設計・開発及び保守業務委託（以下「本件業務」という。）

2 プロポーザルの内容

公立大学法人新潟県立看護大学人事給与システム設計・開発及び保守業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容については、公立大学法人新潟県立看護大学人事給与システム設計・開発及び保守業務委託に関するプロポーザル募集要領（以下「プロポーザル要領」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル要領の交付並びに本プロポーザルに関する質問等

(1) 交付場所

公立大学法人新潟県立看護大学のホームページからダウンロードすることができる。

(2) 質問書の提出

プロポーザル要領による

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 国公立大学又は官公庁に人事給与システムを納入・構築した実績を有すること。
- (6) 参加申込日時点で有効なISMS/ISO27001の認定を受けている又はプライバシーマークの使用許諾を受け、3回以上の資格更新実績を有していること。

5 参加資格要件に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル要領による

(2) 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時

(3) 提出場所

プロポーザル要領による

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザル要領による

(2) 提出期限

令和6年7月16日（火）午後5時

(3) 提出場所プロポーザル要領による

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

7 審査等

- (1) 提出された書類は、公立大学法人新潟県立看護大学「財務会計・人事給与システム」設計・開発及び保守業務委託に係る受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査を行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たさない者
 - イ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者
 - ウ 提案のプレゼンテーションを行わなかった者
 - エ 審査委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者
- (3) 次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。
 - ア 本公告及びプロポーザル要領に適合しない書類を作成し提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- (4) プレゼンテーションの実施
提案についてプレゼンテーションを実施する。
- (5) 審査及び結果の通知
選定委員会が提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を基に総合的に判断し評価が最も優れている者（以下「最良提案者」という。）を選定する。
審査結果はプロポーザルに参加した全ての者に電子メール及び書面で通知する。

8 契約の締結

- (1) 契約締結の交渉
最良提案者と本件業務について契約締結の交渉を行う。契約締結交渉においては、本件業務仕様について詳細な協議を実施して再度見積書を徴し、契約を締結する。協議には仕様書及び提案書の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更に係るものを含むものとする。
- (2) 履行期限
令和7年3月31日
- (3) 契約書の作成
要

9 その他

- (1) 企画提案のための費用負担
プレゼンテーションへの出席及び提出書類等の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等の返却
提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出書類等の取扱い
提出された書類等の機密保持には、十分に配慮する。
- (4) 企画提案の辞退
企画提案参加申込後に企画提案を辞退する場合は、速やかに企画提案不参加表明書（様式任意）を、プロポーザル要領に定める場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によること
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書の提出
契約の締結に際しては、プロポーザル要領に定める「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。